

地域との協働に向けた考え方

1 協働の理念

(1) 協働とは

一般的に、協働とは、「複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること」を言いますが、まちづくりにおける協働とは、「市民と行政が相互の理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して地域の公共的な問題の解決を目指すこと」です。

改めて協働と言わなくても、公園の維持管理を地域にお願いしたり、イベントの企画・運営等を実行委員会にお任せしたりと、これまで地域で様々な取組が行われてきていますが、市民、団体等と行政が協働し、それぞれの能力を生かすことによって、より質の高いサービスを生み出すことができると言えます。

(2) 協働の必要性と効果

少子高齢化・人口減少社会を迎え、従来の右肩上がりの行財政経営は困難となり、また市民ニーズが多様化、個別化する傾向にある現状からみれば、公平で均一的な公共サービスの提供を目指す行政のみが、公共サービスを提供していくことには限界があります。

このため、これからまちづくりに当っては、市民、団体等や行政それぞれの能力を生かした取組、「協働のまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。

市民と行政が協働することによって、行政からみれば、行財政改革の趣旨を踏まえつつ、きめ細かな、質の高い、さらに言えば、市民満足度の高い公共サービスの提供を行うことが可能となります。一方、市民からみても同様に、満足度の高いサービスが受けられるとともに、行政や地域社会へ参画することで、地域への意識と責任が高まり、より充実した社会の創造につながるものと考えます。

(3) 協働の原則

協働の定義を踏まえて、市民活動等と行政がそれぞれの特性を生かしながら、「協働のまちづくり」をうまく進めるためには、次の原則を大切にする必要があります。

- ① 対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- ② 自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- ③ 自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働を進めること）
- ④ 相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと）
- ⑤ 目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- ⑥ 公開の原則（市民活動と行政の基本的事項と関係が公開されていること）

2 協働の対象

(1) 協働の領域

協働にふさわしい領域は、行政の関与の仕方、程度は異なるものの、従来の公共の領域のほぼ全域に広がってきていると考えられますが、次のように例示できます。

- ① 地域ごとのきめ細かい対応が必要な領域（子育て支援、高齢者介護の支援など）
- ② 地域社会との密接な連携が必要な領域（防犯・防災、青少年問題、ごみ減量化など）
- ③ 専門性の高いサービスが求められる領域（芸術・文化、DV問題、人権擁護など）
- ④ 合意形成が必要な領域（環境保全のルールづくり、都市計画マスタープランなど）

ただし、津市の場合、合併してあまり期間を経過しておらず、しかも広大な市域となりました。このため、協働に対する市民の意識には自ずと地域差があり、協働の領域を一律的に広げることによって、地域間格差を広げる方向に導かれないよう、しばらくの間は基本的なサービスのレベルについては、行政が確保するなどの配慮が必要であると考えます。

(2) 協働の主体

「協働のまちづくり」を進めるに当っては、幅広い主体がそれぞれの特性を發揮できるよう、相互に連携し、またそれぞれの得意な分野、領域等を考慮した役割分担を考えるなど、その特性を生かした取組を進める必要がありますが、それぞれの特性をまとめると次のとおりとなります。

- ① ボランティアグループ・市民活動団体・NPO・公益法人（社会の変化に対する独創性・先駆性、専門性、柔軟性・機動性を持ち、きめ細かいサービスの提供が可能。）
- ② 自治会・町内会を中心とした地域組織（地域における継続性や総合性などを持ち、地域社会との密接な連携が必要な課題に対して特に有効。）
- ③ 企業（人、資金、文化・スポーツ施設や専門的な技術力を持ち、企業イメージの向上にもつながる社会貢献活動が期待される。）
- ④ 大学（学術的、専門的な情報を多く持ち、情報の発信・PRが図られる。）

なお、津市は合併後あまり期間を経過していないことから、しばらくは地域の実情に配慮していく必要があると考えます。また、今後増大する団塊の世代等退職者についても、これからのかたちづくりの貴重な戦力であり、地域での活用方策を検討していく必要があります。

(3) 協働の形態

協働を行う形態については、その領域、目的や主体などを考え合わせながら、最も効率的で効果的な協働となるよう、適切に選択することが必要です。

また、その場合には、協働の主体（相手方）と行政との間で十分協議を重ね、それぞれの役割分担や費用分担を明確にしておく必要があります。

なお、協働の形態として、次のように様々なものが考えられます。

委託

補助・助成

事業協力

実行委員会・協議会

政策提案

共催・後援

3 「協働のまちづくり」を進めるために

協働の理念、対象の考え方をもとに、「協働のまちづくり」を進めるためには、市民が身近な地域社会の課題を自らの力で解決するための市民自治の仕組みと、公共的な施策・事業等に市民が様々な段階・方法で関わることができる協働のシステムを構築し、強化していくことが重要です。

その具体的な推進方策については、今後多くの市民の意見を聞き、反映させながら、検討されるべきものと考えますが、ここでは基本的な視点とその考え方、及び取組事例の一端を示します。

(1) 市民及び行政職員の意識改革・能力開発

ア 市民の自治意識の高揚

自らの暮らしの課題について、まず市民自らが取り組むという姿勢・意識が大切であり、これを育て高めるための啓発や、場と仕組みの構築を行うことが必要です。

イ 行政職員の意識改革と能力開発

行政職員一人一人が、公共や公益を担うのは行政だけでなく、市民との協働のうえに成り立つという意識を持つことが重要です。さらに、自治体職員としてのコミュニケーション力やコーディネート力をより一層高める必要があります。

ウ 身近な地域社会での展開

円滑な推進を図るために、まずは、身近な地域社会の問題への取組を重点的に進め、そのうえで、市民の問題への関心と参画意識の広がり等に合わせて、より重大・広範な課題へ取り組んでいくことが重要です。

【協働のまちづくり推進のための取組事例】

- 自治基本条例の制定
- 職員研修の充実
- 府内推進体制の整備

(2) 相互信頼の醸成

ア 情報の共有化

市民同士が、また市民と行政がお互いに信頼できる関係を築きあげることが必要で、そのためには相互の情報をできるだけ共有化することが大切です。行政として徹底した情報公開と情報の提供を心がけることが必要です。

イ コミュニケーションの促進

情報の共有を促進するためには、市民相互、市民と行政の間のコミュニケーションを活発化させることが必要で、相互のコミュニケーションの触媒の役割を果たすことができる中間組織の活用が有効です。

【協働のまちづくり推進のための取組事例】

- パブリックコメント制度の導入
- 中間組織サポート制度の導入

(3) 地域課題の共有化

ア 協働による地域の課題・資源の発掘と共有化

相互信頼の醸成を更に一步進める中では、市民と行政の協働により身近な地域の課題や資源

を発掘するとともに、それらを様々な媒体を活用して協働で情報発信するなど、情報を共有化することが重要です。

イ 課題解決に向けた地域での参画の機会の創出と施策への反映

地域における諸課題については、合併に伴って地域の声を行政の施策に反映させるために設置された地域審議会での議論はもとより、こうした機会以外にも、発掘された課題や資源については、その解決方法や活用のありかたを多様な住民間で意見を交換し、提案としてまとめ、地域の施策や事業へ反映することが重要です。

ウ コーディネート機能を担う中間組織の拡充

市民・NPO・自治会等を媒介しつつ、課題解決に向けた提案の取りまとめや相互の合意形成を進めるコーディネート機能については、市民自らが担うことが望まれ、多様な主体をコーディネートする触媒の役割を果たすことができる中間組織が必要です。

【協働のまちづくり推進のための取組事例】

○協働事業提案制度の導入

○中間組織サポート制度の導入

(4) 実施のための環境整備

ア 体系的な支援制度の制定

市民活動団体などの公益的活動の基盤となる市民の自治と参画を、より一層進めていくことが大切であり、市民等の主体的な地域づくりへの活動を支援する体系的な制度づくりが必要です。

イ 地域に密着した活動拠点の確保

市民活動団体などが会議や打合せ、事務作業などを行ったり、相互に交流・ネットワークするための活動拠点になる場所を確保することが必要です。

ウ 地域活動の人材育成と派遣

地域課題に取り組む公益的活動を推進していくためには、そのための専門知識や経験、ノウハウを持った人材を育成・活用することが必要であり、人材を登録し派遣する制度の制定が望されます。

エ 柔軟で多様な財政支援の実現

地域課題に取り組む公益的活動の成熟度やニーズは様々であり、これらの活動に対し柔軟に対応できる多様な財政支援を用意しておくことが必要です。

オ 身近な総合的行政機関である総合支所の活用

地域の市民が気軽に相談等を行うことができ、また行政も迅速かつ的確に応じることができよう、地域事情に最も通じている総合支所を、地域との協働を進めるシステムの一部として組み入れ、活用していくことが望れます。

【協働のまちづくり推進のための取組事例】

○市民活動支援制度の充実

○市民活動センターの充実